

## 「しまぼ通貨」利用規約

### 第1条（総則）

本規約は、東京都が出資し公益財団法人東京観光財団（以下「観光財団」という。）が発行する「しまぼ通貨」（以下に定義する。）について規定するもので、利用者（以下に定義する。）がしまぼ通貨を購入及び利用する場合には、本規約が適用されます。

### 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「事務局」とは、観光財団がTOPPAN株式会社に業務を委託し、運営する組織をいいます。
- 2 「電子しまぼ」とは、利用者がポイント発行所にて電子スタンプによる認証を受けること等により、デジタルスタンプ及びポイントを取得できるスタンプラリーサービスをいいます。
- 3 「しまぼ通貨」とは、「加盟店」にて第4条に記載する概要に限って利用できる、事務局が発行する「電子化されたプレミアム付き宿泊旅行商品券」をいいます。
- 4 「利用者」とは、事務局が規定した本規約を承諾の上、しまぼ通貨を購入し「加盟店」で利用する者をいいます。
- 5 「加盟店」とは、別途定める「しまぼ通貨」加盟店規約を承諾の上、所定の申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人及び団体をいいます。また、「しまぼ通貨」加盟店規約第4条2項の手続きに基づき、加盟店になろうとする者が、しまぼ通貨を利用する店舗、施設として届け出、事務局の承認を得た店舗、施設をいいます。
- 6 「しまぼ通貨取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その対価をしまぼ通貨で支払う取引のことをいいます。
- 7 「公式サイト・WEBアプリ」とは、しまぼ通貨の広報・案内及び購入の窓口となる以下のウェブサイトを行います。
  - ・ <https://shimapo.metro.tokyo.lg.jp/>
  - ・ <https://user.shimapo.metro.tokyo.lg.jp/>
- 8 「購入」とは、利用者が公式サイト・WEBアプリにてクレジットカードを利用し、しまぼ通貨を入手することをいいます。
- 9 「通貨利用」とは、加盟店がスマートフォン等の端末で二次元コード（以下「QRコード\*」という。）等を読み取ることにより、しまぼ通貨を利用済みにすることをいいます。
- 10 「従業員等」とは、加盟店の業務に従事する者をいい、契約形態、報酬及び業務従事時間の多寡等を問いません（派遣社員、パート・アルバイト等を含む。）。

\*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

### 第3条（利用者の負担）

しまぼ通貨に関連して発生する利用者のスマートフォン、パソコン等（以下「通信端末」という。）の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

### 第4条（しまぼ通貨概要）

|            |                                                                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通貨名称       | 「しまぼ通貨」                                                                                                                                                                        |
| 目的         | キャッシュレス化に向けた環境を整えるとともに、島しょ地域のPR、持続的な旅行者の誘致及び現地での観光消費を促進し、島しょ地域の産業を活性化することを目的とする。                                                                                               |
| 有効期限       | 購入日から6か月または購入した年度の3月31日のいずれか先に到来する日まで                                                                                                                                          |
| 1セットの販売金額  | 7,000円                                                                                                                                                                         |
| 1セットの発行価格  | 10,000円                                                                                                                                                                        |
| 利用条件       | (1) 発行価格10,000円のうち、3,000円分は宿泊施設のみにおいて利用することができる。7,000円分は、宿泊・飲食・土産購入・アクティビティ等で利用することができる。<br>(2) 島しょ住民は、住民票のある町村内では利用できない。<br>(3) 加盟店の代表者及び従業員等は、住民票の有無に関わらず加盟店が所在する島内では利用できない。 |
| 利用可能な店舗の業種 | 宿泊、飲食、小売、交通機関、レンタカー、レンタサイクル、体験型アクティビティ、マリンスポーツ、文化施設等                                                                                                                           |
| 購入方法       | 電子しまぼ登録者名義のクレジットカード利用に限る。                                                                                                                                                      |
| 他の助成制度との併用 | 町村等の助成制度と併用することができる。                                                                                                                                                           |

### 第5条（しまぼ通貨の販売・購入）

しまぼ通貨の購入を希望する方（以下「購入希望者」という。）は、本規約の内容を確認し、承諾した方のみしまぼ通貨の購入ができるものとします。

#### 1 しまぼ通貨の販売に関する留意事項

- (1) しまぼ通貨は、電子しまぼ会員のみが購入できます。購入前に別途定める「電子しまぼ」利用規約に基づき、電子しまぼの登録が必要です。（1人1アカウント）
- (2) しまぼ通貨は、事務局が運営する公式サイト・WEBアプリのみで購入することができます。ただし、天変地異、停電、機械・システムの障害、通信の障害、偽造、システムの保守点検、その他運営管理上やむを得ない事由により、しまぼ通貨の販売を一時的に停止する場合があることを、購入希望者は了承するものとします。

- (3)しまぼ通貨の販売は、予定販売数の完売をもって終了とします。予定販売数は公式サイト・WEBアプリ等でお知らせします。

## 2 しまぼ通貨の購入

- (1)購入希望者は、通信可能な通信端末を保有していることを条件とします。
- (2)購入希望者は、利用予定の加盟店において、利用する通信端末が通信可能エリアであり、しまぼ通貨の利用が可能であることを自己の責任において確認の上、しまぼ通貨を購入するものとします。
- (3)購入希望者は、本人名義の電子しまぼを通じて、しまぼ通貨を購入するものとし、第三者から電子しまぼの譲渡、貸与等を受けて、購入してはならないものとします。
- (4)購入希望者は、加盟店がしまぼ通貨を不正に利用することを知りながら、購入してはならないものとします。
- (5)購入希望者がしまぼ通貨の購入を申し込んだことに対して、事務局が承諾した場合に、しまぼ通貨の購入契約が成立します。購入にあたっては身分証明書等による本人認証を行うものとします。購入は、事務局所定のクレジットカード決済のみとし、電子しまぼ登録者名義のクレジットカード利用に限りします。
- (6)公式サイト・WEBアプリの決済完了画面をもって購入を完了とします。また、購入希望者が登録したメールアドレスに対し、購入完了メールが配信されます。
- (7)購入したしまぼ通貨は、公式サイト・WEBアプリ上に表示されます。
- (8)島しょ住民は、しまぼ通貨を購入することはできますが、住民票のある町村内では利用できないものとします。
- (9)加盟店の代表者及び従業員等は、しまぼ通貨を購入することはできますが、住民票の有無に関わらず勤務先等の加盟店が所在する島内では、利用できないものとします。

## 第6条（しまぼ通貨の利用方法）

- 1 利用者は、加盟店においてしまぼ通貨を利用し、商品の購入又は役務の提供を受けること（以下「商品購入等」という。）ができます。ただし、別表1に該当する商品購入等にあたって利用することはできません。
- 2 利用者は、加盟店以外の店舗でしまぼ通貨を利用することはできません。また、商品購入等の実績がないにも関わらず通貨利用を行うことはできません。
- 3 しまぼ通貨取引は、1,000円単位で行うことができます。商品購入等の額が、利用者が提示したしまぼ通貨の金額に満たない場合であっても、釣り銭は支払われません。
- 4 利用者は、1セットの発行価格10,000円を、以下の区分に従い、利用することができます。
  - ・3,000円分：宿泊施設のみにおいて利用可
  - ・7,000円分：全ての加盟店で利用可

- 5 利用者は、以下の方法でしまぼ通貨取引を行うものとします。
- (1)利用者は、公式サイト・WEBアプリより、加盟店のQRコードを読み取ります。
  - (2)利用金額を入力し、利用確認画面へ進みます。利用者は利用金額を自ら確認するものとし、利用確認画面を加盟店に提示した上で、通貨利用を実施します。
  - (3)利用者は利用完了画面で正しく通貨利用が行われたかを確認するものとします。  
また、利用者が登録したメールアドレスに対し、利用完了メールが配信されます。
  - (4)(1)において、何らかの理由でQRコードが読み取れない場合は、店舗コードの利用を可能とします。
- 6 前項の通貨利用が完了した後に、しまぼ通貨取引において、何らかの事情により、利用者と加盟店の間の商品購入等にかかる取引の取消し、解除又は変更等を行う必要が生じ、それによって返金を行う必要が生じた場合、当該取引から8日以内において、加盟店の責任でしまぼ通貨取引の取消しを行えるものとします。なお、正当な理由なく取消しを繰り返すこと又は不正な目的で取消し等を行う行為を禁じます。
- 7 利用者は、以下の場合、しまぼ通貨取引を行うことができません。この場合、利用者は、第7条に基づき、しまぼ通貨の払戻しを受けることはできません。これらにおいて、事務局は一切の責任を負わないものとします。
- ・通信端末を加盟店に持参していない場合
  - ・通信端末の通信可能エリア内に加盟店が属していない場合
  - ・通信端末に通信障害等が発生した場合
  - ・通信端末の故障・不具合等その他これらに準ずる事由が存在する場合

## 第7条（しまぼ通貨の払戻し）

- 1 利用者は、しまぼ通貨購入後、払戻しを受けることはできません。ただし、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合に限り、事務局は、利用者への払戻しを行います。なお、払戻しは一度に購入したセット数（決済単位）で行うものとし、セットや金額の一部のみを払い戻すことはできません。
- (1)交通機関の欠航、天変地異その他これに準ずるやむを得ない事由によるものであると事務局が認めること。
  - (2)購入したしまぼ通貨について、一度もしまぼ通貨取引が行われていないこと。  
(一部利用した場合、払戻し対象外)
  - (3)利用者がしまぼ通貨を購入してから14日以内又は購入した年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに、事務局に対して払戻しの申請を行うこと。
- 2 払戻しの方法は、購入の際利用されたクレジットカード決済によるものとします。

## 第8条（しまぼ通貨の管理等）

- 1 利用者は、しまぼ通貨を善良な管理者としての注意義務をもって管理しなければならないものとします。

- 2 利用者がしまぼ通貨を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（利用者の遵守事項）

- 1 利用者は、しまぼ通貨を第三者に譲渡（交換・転売を含む）や貸与すること又は第三者から譲り受けることはできません。
- 2 利用者は、違法、不正利用又は公序良俗に反する目的でしまぼ通貨を利用しないものとします。また、本規約に反してしまぼ通貨取引を行ってはならないものとします。
- 3 利用者は、第1項及び第2項を遵守しない行為により、事務局又は加盟店等へ損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い、損害額全額を賠償するものとします。
- 4 利用者が、遵守事項を守らないことによる損害に対して、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第10条（加盟店との紛争）

利用者は、加盟店から購入した商品や権利又は提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で直接解決するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第11条（個人情報等の収集及び利用）

事務局は、電子しまぼの利用者の情報を収集します。情報の収集・利用・管理共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- 1 個人情報とは、電子しまぼ登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- 2 個人情報の共同利用

事務局は、以下のとおり、関係機関と個人情報を共同で利用します。

### (1) 共同利用される個人情報の項目

- ・氏名、生年月日、郵便番号、住所、性別、電話番号、Eメールアドレス、ポイント等を取得したポイント発行所・利用日、しまぼ通貨取引のあった加盟店・利用日・利用金額等の特定の個人を識別できる事項
- ・問い合わせに関する事項
- ・サービス提供に関する事項

### (2) 共同利用の範囲

- ・事務局
- ・一般社団法人東京諸島観光連盟（東京島めぐり PASSPORT 事務局）
- ・東京都

### (3) 共同利用の目的

事務局は以下②③④⑤⑥⑦、一般社団法人東京諸島観光連盟は以下①③④⑤⑥⑦、東京都は以下①②③⑤⑥を利用目的とします。

- ① 電子しまぼの運営及びサービス提供
- ② しまぼ通貨の運営及びサービス提供
- ③ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ④ 電子メール等の通知手段による情報発信
- ⑤ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑥ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑦ 上記目的をサポートするための業務委託会社による利用

### (4) 管理責任者

個人情報の管理については、事務局が責任を有します。

## 3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該関係機関における利用及び当該関係機関以外の者への提供は、法令又は条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

## 4 個人情報の管理

収集した個人情報については、事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

## 第12条（調査協力及び証拠提出）

- 1 偽造、変造、模造等されたしまぼ通貨に起因する売上等が発生した場合や発生する可能性がある場合又は本規約に違反したしまぼ通貨の不正利用等が疑われた場合には、事務局がしまぼ通貨の利用状況等の調査の協力を求めたとき、利用者はこれに応じ、証拠となる書類を速やかに提出しなければならないものとします。
- 2 前項に掲げる場合において、事務局から指示があった場合又は利用者が必要と判断した場合には、利用者は所轄警察署等へ被害届を提出するものとします。
- 3 第9条に定める取引が行われた場合又は取引が行われた可能性がある場合についても、第1項と同様とします。

## 第13条（利用停止又は中止）

- 1 事務局又は加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、しまぼ通貨取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、しまぼ通貨の全部又は一部を利用することができません。



- (1) 天変地異、停電、機械・システムの障害、通信の障害、偽造、その他やむを得ない事由により電子しまぼ及びしまぼ通貨を提供することができない場合。
  - (2) システムの保守・点検等により、電子しまぼ及びしまぼ通貨に関するシステムを停止する必要がある場合。
  - (3) 利用者が本規約に違反し又は違反したおそれがある場合。
  - (4) 利用者がしまぼ通貨を違法もしくは不正に入手・利用した場合又は入手・利用するおそれがある場合。
  - (5) しまぼ通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
  - (6) しまぼ通貨購入情報に虚偽が発覚した場合。
- 2 前項に基づき、しまぼ通貨の全部もしくは一部が停止又は中止されたことにより生じた利用者の損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

#### **第 1 4 条（損害額の賠償及び違約加算金）**

- 1 利用者がしまぼ通貨取引により事務局又は加盟店に損害を与えた場合、当該損害額について一切の責任を負い、損害額全額を賠償するものとします。
- 2 前項の場合、観光財団は、違約加算金として、損害額の全額の 2 割に相当する額を、利用者に対し、請求することができるものとします。また、請求決定日を起算として支払を終える日まで年 10.95%の遅延損害金を付加して支払うものとします。

#### **第 1 5 条（反社会的勢力の排除）**

- 1 利用者は、自らが暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能 暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的又は損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金を提供又は便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約すること。
  - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力行為
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 事務局は、利用者が前各項の確約に反し又は反していると疑われる場合、催告等その他の手続きを要することなく、利用資格を取り消すことができます。なお、事務局等は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有するしまぼ通貨残高は失効するものとします。

#### **第16条（しまぼ通貨の終了）**

事務局は、天変地異、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、しまぼ通貨を全面的に終了することがあります。この場合、公式サイトでの掲示等により利用者に周知するものとします。

#### **第17条（規約の変更）**

- 1 事務局は利用者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合しまぼ通貨等の利用条件は変更後の「しまぼ通貨」利用規約によるものとします。
- 2 変更後の規約は、事務局が別途定める場合を除き、公式サイトに表示した時点より、効力が生じるものとします。

#### **第18条（合意管轄裁判所）**

利用者は、しまぼ通貨に関して事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第19条（有効期間）**

本規約の有効期間は2026年3月31日までとします。ただし、期間満了までに事務局等から特段の申し出がない場合、本規約は同一条件のもと自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### **第20条（準拠法）**

本規約に関しては、全て日本法が適用されるものとします。



**別表 1**

| 区 分                                                                     | 事 例                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出資や債務の支払い                                                               | 税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等                                                                         |
| 換金性の高いもの                                                                | 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙<br>プリペイドカード等                                                         |
| たばこ事業法                                                                  | （昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項<br>第 3 号に規定する製造たばこの購入                                   |
| 事業活動の仕入れ                                                                | 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ<br>商品等の購入                                                           |
| 不動産に係る支払い                                                               | 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを<br>除く）等                                                             |
| 現金との換金、金融機関への預け入れ                                                       |                                                                                              |
| 風俗営業等の規則及び義務の適<br>正化等に関する法律（昭和 23 年<br>法律第 122 号）第 2 条に規定す<br>る営業に係る支払い | 店舗型性風俗特殊営業、<br>店舗型電話異性紹介営業、<br>無店舗型性風俗特殊営業、<br>無店舗型電話異性紹介営業、<br>映像送信型性風俗特殊営業、<br>パチンコ、マージャン等 |
| 保険支払い                                                                   | 医療保険や介護保険等の一部負担金                                                                             |
| 公序良俗に反するもの                                                              | 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反す<br>るもの                                                              |
| しまば通貨（商品券）の交換又は売買                                                       |                                                                                              |
| 来島・離島に係る支払い                                                             | 船賃、航空運賃等                                                                                     |

※その他、社会通念上不相当とされるものに対しては対象外とする。